

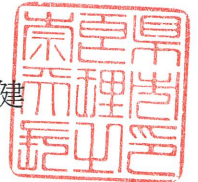
天理市告示第 5 号

都市計画の案の縦覧について

大和都市計画地区計画の案を作成するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、当該地区計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 7 日

天理市長 並河 健



1 都市計画の種類及び名称

大和都市計画地区計画

喜殿地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

天理市喜殿町及び小田中町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

天理市建設部都市整備課

4 都市計画の案の縦覧期間

令和 8 年 1 月 7 日（水）から令和 8 年 1 月 21 日（水）まで

5 都市計画の案に対する意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢及び連絡先を併記した文書 1 通を市長あてとし、天理市建設部都市整備課に令和 8 年 1 月 28 日までに必着するよう提出すること。